

## 成年後見人等報酬助成の申請をされる方へ

### 1 成年後見制度利用支援事業について

伊万里市では、認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者の権利の擁護を図ることを目的として、成年後見制度利用に対する支援を行っております。成年後見人等への報酬を負担することが困難と認められる方について、報酬の一部または全部を助成します。

### 2 対象者

次のいずれかに該当する成年被後見人等が対象です。

- ① 生活保護受給者
- ② 資産、収入等の状況から、生活保護受給者に準ずると認められる者

※①②に該当しない場合は、担当部署で審査のうえ判断します。

### 3 助成上限

助成額の上限は、施設入所者が1か月あたり18,000円、それ以外の方は1か月あたり28,000円です。

※被後見人等死亡後の報酬助成については、遺留資産で不足する金額のみが助成対象となります。

### 4 申請に必要な書類

- ① 成年後見制度利用支援事業助成金支給申請書(様式第3号)
- ② 報酬付与の審判書謄本の写し
- ③ 財産目録の写し(報酬付与審判請求の際に家庭裁判所に提出したもの、通帳写し含む)
- ④ 生活保護受給証明書
- ⑤ 後見等開始申立事件の審判書謄本の写し
- ⑥ 収支報告書の写し等、収支が分かるもの
- ⑦ 必要に応じて、本人の状態が分かるもの

※伊万里市長審判請求対象者にあつては上記①～④までを提出してください。

※その他、審査に必要な書類を追加して求める場合があります。

### 5 助成金の支給について

申請後、審査のうえ報酬助成の支給(不支給)を決定し、通知します。支給決定となられた場合は、成年後見制度利用支援事業助成金請求書(様式第5号)による請求が必要です。

※助成金の支給は、原則、被後見人等名義の口座への振込となります。

※被後見人等死亡による口座凍結や、その他やむを得ない事情がある場合は事前にご相談ください。

## 申請、請求にあたっての注意事項

- (1) 申請については、家庭裁判所からの報酬付与審判書がお手元に届き次第、速やかに申請してください。  
報酬付与決定日の属する年度内までに申請いただかないと助成金の支給ができなくなります。余裕をもった報酬付与申立て及び申請をしてください。
- (2) 請求については、助成金支給決定通知がお手元に届き次第、速やかに請求してください。  
支給決定日から、請求がないまま1ヵ月を経過しますと助成金の支給ができなくなります。余裕をもった請求をしてください。
- (3) 申請内容に虚偽もしくは不正があった場合や、後見人等の報酬以外の用途に助成金を使用した場合は、報酬助成額の全部または一部の返還を命ずることがあります。
- (4) 不動産の売却や転居、施設入所などの被後見人等の資産状況及び生活状況に変化があった場合は、速やかに報告してください。資力が生じたことを確認した際には助成の中止または助成金の額を減額することがあります。
- (5) その他ご確認等がありましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

### 《お問い合わせ先》

〒848-8501

佐賀県伊万里市立花町1335番地1 伊万里市役所

(高齢者に関すること)

長寿社会課 伊万里市地域包括支援センター

電話:0955-23-2122

F A X:0955-22-7844

(障がい者に関すること)

福祉課 障がい者生活支援センター

電話:0955-23-3512

F A X:0955-22-7650